

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第44号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第3（第41条関係）			別表第3（第41条関係）		
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
(略)			(略)		
8 別表	(略)		8 別表	(略)	
第1の4の項に該当する対象事業	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等 <u>価騒音レベルが62デシベル以上となる区域をいう。</u> 以下同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに <u>飛行場周辺区域</u> とならないこと。	第1の4の項に該当する対象事業	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の <u>値が75以上となる区域をいう。</u> ）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに <u>当該区域</u> とならないこと。
(略)			(略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。